

# 令和5年度第2回東区協議会 次 第

日時：令和5年5月24日（水）午後1時30分から

会場：東区役所 31・32 会議室

## 1 開会

## 2 会長挨拶

## 3 区長挨拶

## 4 議事

### (1) 協議事項について

令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の事後評価について 【東区・区振興課】

### (2) 地域課題について

## 5 連絡事項

### (1) 各課からの連絡

### (2) 次回以降の開催予定

6月の開催予定 令和5年6月23日（金）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31・32 会議室

7月の開催予定 令和5年7月26日（水）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31・32 会議室

## 6 委員からの発信

## 7 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の事後評価について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要性を認め、団体が自主的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	<p>令和4年度実施の市民提案による住みよい地域づくり助成事業の事業評価について報告を行います。</p> <p>・評価件数3件</p> <p>事後評価内容については、別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>・事後評価の結果については、浜松市東区のホームページにて公開します。</p>				
担当課	東区・区振興課	担当者	馬淵 有希	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和4年度 東区地域力向上事業(助成事業) 事後評価

【助成事業】

No.	事業名	団体名	実施状況	評価				市執行額 (補助金額)
				東区らしさ	達成度	支援の必要性	費用対効果	
1	旧鈴木家紹介本の発行	NPO法人 旧鈴木家跡地活用保存会	終了	A	A	A	B	383,000円
2	郷土の偉人松島十湖を訪ねて <より広くより深く>	笠井だるま市保存会	終了	A	A	A	B	223,000円
3	有玉西町高齢者等地域の居場所 作り事業	有玉西町欠下平自治会	終了	B	A	B	B	94,000円
							合計	700,000円

地域力向上事業の評価基準について

評価項目		評価及び判断基準		
東区らしさ	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・事業の実施にあたり、各区固有の人材、資源などを活かせたか。より発展、強化させることに繋がったか。		
事業目的の達成度	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。		
財政支援の必要性	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）		
費用対効果	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・事業実施により得られた効果と、かかる経費のバランスは適切か。		

## 助成事業 No.1

< 令和4年度 > ( 東区 区振興課 )

事業名	旧鈴木家紹介本の発行																																											
実施団体名	NPO法人 旧鈴木家跡地活用保存会																																											
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に発表された旧鈴木家に関する資料に新規記述を加え、編纂編集し、一冊の本として作成し、旧鈴木家に関心を持っている人たちや、公園に來園された人たちの疑問に答え、郷土の歴史遺産を伝えるツールとする。</li> </ul>																																											
事業の成果 (内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧鈴木家の紹介本が完成し、関係各位への配布を通して旧鈴木家屋敷跡地(万斛庄屋公園)の地域における歴史的価値を共有することができた。</li> </ul> <p>【本の概要】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">題名</td> <td colspan="3">旧鈴木家屋敷跡地(万斛庄屋公園)</td> </tr> <tr> <td>体裁</td> <td colspan="3">A4版/カラー刷り/全46ページ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">内容</td> <td>・ 旧鈴木家とは</td> <td colspan="2">・ 屋敷内に残る古文書</td> </tr> <tr> <td>・ 庄屋としての地域の役割</td> <td colspan="2">・ 万斛西遺跡としての跡地の価値</td> </tr> <tr> <td>・ 徳川家康公とのゆかり</td> <td colspan="2">・ 歴代当主と地域の主たる歴史的出来事</td> </tr> <tr> <td>・ 屋敷跡地に残る建屋群の紹介</td> <td colspan="2">・ 屋敷跡地の活用・保存活動のあゆみ</td> </tr> <tr> <td>・ 屋敷内に残る收藏品</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>発行部数</td> <td colspan="3">2,000部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">主な配布先</td> <td>・ 積志地区内39自治会</td> <td>・ 積志地区2中学校,4小学校,2幼稚園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 浜松市内20図書館</td> <td>・ 積志地区21シニアクラブ</td> <td>・ 笠井歴史の会</td> </tr> <tr> <td>・ 浜松北部古文書研究会</td> <td>・ 浜松市公園課ほか関連部署</td> <td>・ 東区5協働センター</td> </tr> <tr> <td>・ 浜松市博物館</td> <td>・ 万斛広場利用者委員会</td> <td></td> </tr> </table>			題名	旧鈴木家屋敷跡地(万斛庄屋公園)			体裁	A4版/カラー刷り/全46ページ			内容	・ 旧鈴木家とは	・ 屋敷内に残る古文書		・ 庄屋としての地域の役割	・ 万斛西遺跡としての跡地の価値		・ 徳川家康公とのゆかり	・ 歴代当主と地域の主たる歴史的出来事		・ 屋敷跡地に残る建屋群の紹介	・ 屋敷跡地の活用・保存活動のあゆみ		・ 屋敷内に残る收藏品			発行部数	2,000部			主な配布先	・ 積志地区内39自治会	・ 積志地区2中学校,4小学校,2幼稚園		・ 浜松市内20図書館	・ 積志地区21シニアクラブ	・ 笠井歴史の会	・ 浜松北部古文書研究会	・ 浜松市公園課ほか関連部署	・ 東区5協働センター	・ 浜松市博物館	・ 万斛広場利用者委員会	
題名	旧鈴木家屋敷跡地(万斛庄屋公園)																																											
体裁	A4版/カラー刷り/全46ページ																																											
内容	・ 旧鈴木家とは	・ 屋敷内に残る古文書																																										
	・ 庄屋としての地域の役割	・ 万斛西遺跡としての跡地の価値																																										
	・ 徳川家康公とのゆかり	・ 歴代当主と地域の主たる歴史的出来事																																										
	・ 屋敷跡地に残る建屋群の紹介	・ 屋敷跡地の活用・保存活動のあゆみ																																										
	・ 屋敷内に残る收藏品																																											
発行部数	2,000部																																											
主な配布先	・ 積志地区内39自治会	・ 積志地区2中学校,4小学校,2幼稚園																																										
	・ 浜松市内20図書館	・ 積志地区21シニアクラブ	・ 笠井歴史の会																																									
	・ 浜松北部古文書研究会	・ 浜松市公園課ほか関連部署	・ 東区5協働センター																																									
	・ 浜松市博物館	・ 万斛広場利用者委員会																																										
総事業費	767,092円	補助金額	383,000円																																									
評価	項目	ランク																																										
		A	B	C																																								
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い																																								
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い																																								
	3) 財政支援の必要性	(高い)	普通	低い																																								
4) 費用対効果	高い	(普通)	低い																																									
意見等																																												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鈴木家には徳川家康にまつわる言い伝えがあり、徳川家康が主人公の大河ドラマ放映による観光客だけでなく、令和5年4月に母屋にオープンした古民家カフェの利用客も増加することが予想されるため、地域住民だけでなく、万斛庄屋公園を利用する市内外の人々に対し、旧鈴木家の歴史的役割や地域の魅力を広く発信し、周知することができた。</li> <li>・ 浜松市地域力向上事業実施要綱第3条第1項第4号の「文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業」及び同第6号の「地域の特性を活かしたまちづくり事業」に該当する事業である。</li> </ul>																																												

## 助成事業 No.2

＜ 令和4年度 ＞ （ 東区 区振興課 ）

事業名	郷土の偉人松島十湖を訪ねて <より広くより深く>														
実施団体名	笠井だるま市保存会														
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「俳人」「地方政治家」「報徳思想実践者」としての功績がある郷土の偉人松島十湖の業績に触れ、地域の活性化の機会をつくる。</li> <li>・十湖に触れるきっかけとなり、俳句を通じて地域の活性化につながる。</li> <li>・浜松東高校(園芸・ボランティア部/写真部/美術部/書道部)と連携してイベントを盛り上げ、地域と若者の連携をさらに深める。</li> </ul>														
事業の成果 (内容)	<p>・2つのイベントを実施し、地域の俳句文化の裾野を広げ、地域コミュニティと浜松東高校の連携をさらに深いものとする事ができた。</p> <p><b>【イベントの概要】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">イベント名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">① 句碑巡り</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">② だるま市での展示</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施時期</td> <td style="text-align: center;">令和4年10月9日(日)</td> <td style="text-align: center;">令和5年1月10日(火)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施場所</td> <td style="text-align: center;">笠井地区句碑群4か所</td> <td style="text-align: center;">だるま会館</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内容・成果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット(募集要項)を800部作成し、イベントの実施を周知した。</li> <li>・ウォーキンググループとバスグループに分かれ、コースを1周する。高校生は、園芸・ボランティア部によるウォーキング引率、写真部による撮影、書道部によるパフォーマンスを行った。</li> <li>・句碑群を紹介するガイドブック(しおり)を200部作成し、参加者の理解を助ける資料とした。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの人に俳句や松島十湖の功績を知ってもらうため、笠井だるま市に合わせて展示を行った。展示品の一部は、高校生による作品である。</li> <li>・展示内容をより分かりやすいものとするため、松島十湖について解説する初心者向けのリーフレットを1,000部作成し、当日に450部配布した。残りは笠井小・豊西小・区役所・協働センターに配布した。</li> </ul> </td> </tr> </table>			イベント名	① 句碑巡り	② だるま市での展示	実施時期	令和4年10月9日(日)	令和5年1月10日(火)	実施場所	笠井地区句碑群4か所	だるま会館	内容・成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット(募集要項)を800部作成し、イベントの実施を周知した。</li> <li>・ウォーキンググループとバスグループに分かれ、コースを1周する。高校生は、園芸・ボランティア部によるウォーキング引率、写真部による撮影、書道部によるパフォーマンスを行った。</li> <li>・句碑群を紹介するガイドブック(しおり)を200部作成し、参加者の理解を助ける資料とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの人に俳句や松島十湖の功績を知ってもらうため、笠井だるま市に合わせて展示を行った。展示品の一部は、高校生による作品である。</li> <li>・展示内容をより分かりやすいものとするため、松島十湖について解説する初心者向けのリーフレットを1,000部作成し、当日に450部配布した。残りは笠井小・豊西小・区役所・協働センターに配布した。</li> </ul>
イベント名	① 句碑巡り	② だるま市での展示													
実施時期	令和4年10月9日(日)	令和5年1月10日(火)													
実施場所	笠井地区句碑群4か所	だるま会館													
内容・成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット(募集要項)を800部作成し、イベントの実施を周知した。</li> <li>・ウォーキンググループとバスグループに分かれ、コースを1周する。高校生は、園芸・ボランティア部によるウォーキング引率、写真部による撮影、書道部によるパフォーマンスを行った。</li> <li>・句碑群を紹介するガイドブック(しおり)を200部作成し、参加者の理解を助ける資料とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの人に俳句や松島十湖の功績を知ってもらうため、笠井だるま市に合わせて展示を行った。展示品の一部は、高校生による作品である。</li> <li>・展示内容をより分かりやすいものとするため、松島十湖について解説する初心者向けのリーフレットを1,000部作成し、当日に450部配布した。残りは笠井小・豊西小・区役所・協働センターに配布した。</li> </ul>													
総事業費	464,056円	補助金額	223,000円												
評価	項目	ランク													
		A	B	C											
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い											
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い											
	3) 財政支援の必要性	(高い)	普通	低い											
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い											
意見等															
<p>本事業は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域にゆかりのある松島十湖を主題とする2つのイベントを通し、地域住民、高校生、イベント参加者が交流し、地域の活性化を図ることができた。</li> <li>・浜松市地域力向上事業実施要綱第3条第1項第4号の「文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業」及び同第6号の「地域の特性を活かしたまちづくり事業」に該当する事業である。</li> </ul>															

## 助成事業 No.3

＜ 令和4年度 ＞ （ 東区 区振興課 ）

事業名	有玉西町高齢者等地域の居場所作り事業											
実施団体名	有玉西町欠下平自治会											
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積志地区の住民が世代を超えて交流することができる場を設ける。</li> <li>・ さまざまな年齢の住民の交流が促進され、地域の活性化を図る。</li> <li>・ 高齢者世帯の把握と必要な支援の提供につなげる。</li> <li>・ 現在使用していない施設を有効活用することができる。</li> </ul>											
事業の成果 (内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の交流の減少を課題としており、解決策として、交流イベントを企画・運営した。</li> <li>・ 今回は、事業の立ち上げに注力し、次年度以降の企画への足掛かりとした。</li> </ul> <p style="margin-top: 10px;">【イベントの概要】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施時期</th> <th style="width: 45%;">令和5年2月12日</th> <th style="width: 40%;">令和5年3月12日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数</td> <td>スタッフ2人／参加者17人</td> <td>スタッフ2人／参加者17人</td> </tr> <tr> <td>内容・成果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チラシを作成して回覧し、イベントの開催を周知した。</li> <li>・ 体操を行ったあと、各自持参した昼食を食べ、防災等のDVDを視聴した。</li> <li>・ DVD視聴後に、感想を言い合いながら普段の生活に投影して意見交換をすることができた。</li> <li>・ 参加した地域住民から大変好評で、月2回以上の実施を望む声が上がった。</li> <li>・ 地域交流の活性化への手ごたえを感じた。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回目同様の活動に加え、今後のイベント内容について参加者からの聞き取りを実施した。</li> <li>・ 体操・講話受講・気軽な座談会を実施した。</li> <li>・ 1回目と2回目の参加者が全く同じだったため、一度参加した者の継続的参加が見込めると同時に、新規参加者の誘致が課題となった。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			実施時期	令和5年2月12日	令和5年3月12日	参加人数	スタッフ2人／参加者17人	スタッフ2人／参加者17人	内容・成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チラシを作成して回覧し、イベントの開催を周知した。</li> <li>・ 体操を行ったあと、各自持参した昼食を食べ、防災等のDVDを視聴した。</li> <li>・ DVD視聴後に、感想を言い合いながら普段の生活に投影して意見交換をすることができた。</li> <li>・ 参加した地域住民から大変好評で、月2回以上の実施を望む声が上がった。</li> <li>・ 地域交流の活性化への手ごたえを感じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回目同様の活動に加え、今後のイベント内容について参加者からの聞き取りを実施した。</li> <li>・ 体操・講話受講・気軽な座談会を実施した。</li> <li>・ 1回目と2回目の参加者が全く同じだったため、一度参加した者の継続的参加が見込めると同時に、新規参加者の誘致が課題となった。</li> </ul>
実施時期	令和5年2月12日	令和5年3月12日										
参加人数	スタッフ2人／参加者17人	スタッフ2人／参加者17人										
内容・成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チラシを作成して回覧し、イベントの開催を周知した。</li> <li>・ 体操を行ったあと、各自持参した昼食を食べ、防災等のDVDを視聴した。</li> <li>・ DVD視聴後に、感想を言い合いながら普段の生活に投影して意見交換をすることができた。</li> <li>・ 参加した地域住民から大変好評で、月2回以上の実施を望む声が上がった。</li> <li>・ 地域交流の活性化への手ごたえを感じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回目同様の活動に加え、今後のイベント内容について参加者からの聞き取りを実施した。</li> <li>・ 体操・講話受講・気軽な座談会を実施した。</li> <li>・ 1回目と2回目の参加者が全く同じだったため、一度参加した者の継続的参加が見込めると同時に、新規参加者の誘致が課題となった。</li> </ul>										
総事業費	188,540円	補助金額	94,000円									
評価	項目	ランク										
		A	B	C								
	1) 東区らしさ	高い	(普通)	低い								
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い								
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い								
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い								
意見等												
<p>本事業は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の活用や地域の課題の解消につながり、公益性の高い事業である。</li> <li>・ 今年度は事業の立ち上げとしての要素が大きいですが、今後も事業運営を継続させ、集会のみでなく世代間交流が活性化できる多彩なイベント開催を期待する。</li> <li>・ 浜松市地域力向上事業実施要綱第3条第1項第1号の「地域コミュニティづくりに関する事業」、同第2号の「安全安心な地域づくりに関する事業」及び同第5号の「健康・福祉の向上に関する事業」に該当する事業である。</li> </ul>												

## 浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する「地域力向上事業」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(対象事業)

第3条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

(事業区分)

第4条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）  
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業  
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業

区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1区のみが可能とする。

(1) 事業提案書（第1号様式）

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 団体の概要書（第3号様式）

(4) 市税納付・納入確同意書（第4号様式）

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第5号様式）（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

(候補事業の検討)

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。

2 区行政推進会議においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、提案された事業が、地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が15万円以下の助成事業（以下、「少額助成事業」という。）の場合は、第13条に規定する審査会において、審議するものとする。

4 前3項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

(実施予定事業の決定)

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業の場合は、第13条に規定する審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（令和2年12月14日施行）に基づき行う。

(2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行



う。

2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業が終了したときは、第13条に規定する審査会で評価を行う。

3 前2項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区ホームページ等で公表するものとする。

(審査会)

第13条 審査会は、少額助成事業について、審査を行うものとする。

2 審査会の構成員は、区振興課長、提案事業実施地区の協働センター所長、区協議会会長及び副会長とする。

3 審査会の会議は、区振興課長が必要の都度招集し、会議の議長となる。

4 審査会は、書面により開催することができる。

5 前4項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、区振興課長が審査会に諮って定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	〇区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より 発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業 費といえるか。)	1	2	3	4	5

※「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項 目	ランク		
	A	B	C
1) 〇区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い

事業提案書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者役職・

氏名（署名又は記名押印してください。）

連絡先 TEL

次のとおり、事業を提案します。

事業名	
実施時期	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
実施場所	
概算事業費	円
参加予定人数	団体スタッフ 名、参加者 名
事業の目的	*何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	*内容がわかる詳細資料を別途添付
事業効果	*その事業に取り組むことによって、区民がどのような効果を受けるか。
備考	

裏面に続く



第2号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金		地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計		

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
計		

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名				
事務所の所在地	〒  ( 専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他 )			
	電 話		F A X	
	ホームページ			
代表者役職・氏名				
担当者連絡先	氏 名			
	電 話			
	F A X			
	Eメール			
設立年月日				
会員数				
団体の目的				
主な活動内容				

※必要に応じて、団体の詳細がわかる資料を別途添付

第4号様式（第6条関係）

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(取扱い) ○区区振興課

補助金交付申請者

住 所(又は所在地)

氏 名(又は法人名)  
(署名又は記名押印してください。)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市地域力向上事業実施要綱第6条第1項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金：浜松市地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業



第5号様式（第6条関係）

市民税・県民税特別徴収未実施理由書 （ 課 補助金申請用）										
							年	月	日	提出
(あて先) 浜松市長 鈴木 康友										
							住所又は所在地			
							申請者			
							氏名又は名称			
							代表者職氏名			
							連絡先担当者 (氏名)		(電話)	
<p>当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。                      なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請いたします。</p>										
記										
在 職 者 内 訳	特別徴収を実施していない理由	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日					
	1 給与が少なく税額が引けない									
	2 給与の支払が不定期									
	3 乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている									
	4 事業専従者 (個人事業所のみ該当)									
	5 上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下									
	6 その他 ( )									
所管課記入欄							担当者名		電話番号	
上記記載内容について確認をお願いします。										
市民税課確認欄							担当者名		電話番号	
上記記載内容に誤りはありません。										

浜〇〇第 号  
年 月 日

様

浜松市長  
(〇〇区扱い)

選考結果通知書

年 月 日付けで提案のあった「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について、審査の結果、次のとおり通知します。

提案事業名	
提案者	
選考結果	実施予定助成事業として 採択 ・ 不採択 とさせていただきます。
不採用の理由	
その他特記事項	

## 東区協議会 委員会編成(案)

### 地域福祉委員会

No.	氏名	選出母体等	性別	地区	期
1	岩井 正次	浜松市東区自治会連合会	男	積志	1期目
2	小栗 恭子	とぴあ浜松農業協同組合	女	笠井	1期目
3	栗田 孝代	浜松市東区民生委員児童委員協議会	女	長上	1期目
4	清水 猶	浜松市東区民生委員児童委員協議会	男	笠井	2期目
5	高林 直子	浜松市東区保護司会	女	笠井	1期目
6	田中 美代子	ヘルスボランティア活動連絡会	女	和田	1期目
7	宮下 まゆみ	浜松市東区地区社協連絡会	女	蒲	2期目

### 地域防災委員会

No.	氏名	選出母体等	性別	地区	期
1	磯部 茂明	浜松市東区災害ボランティア連絡会	男	和田	1期目
2	小野 敏彦	直接指名委員	男	積志	2期目
3	齋藤 孝明	浜松市子ども会連合会	男	和田	1期目
4	齋藤 誠	浜松市東区自治会連合会	男	中ノ町	1期目
5	菅沼 とも子	ガールスカウト浜松市協議会	女	笠井	1期目
6	間瀬 弘明	浜松市スポーツ協会	男	蒲	1期目

### 交通安全委員会

No.	氏名	選出母体等	性別	地区	期
1	川合 喜實子	浜松市人権擁護委員連絡協議会	女	笠井	1期目
2	原 利夫	浜松市東区自治会連合会	男	蒲	2期目
3	馬塚 繁光	直接指名委員	男	積志	2期目
4	松本 久和	浜松市東区自治会連合会	男	笠井	2期目
5	森田 良信	浜松市東区自治会連合会	男	長上	1期目
6	山田 俊明	公募委員	男	積志	2期目
7	米山 英二	浜松市東区自治会連合会	男	和田	2期目

交通（人身）事故日報

（令和 5 年 4 月 30 日分）

1 本県の人身事故

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当 年	32		42	1,501	3	1,896	6,056	15	7,658
前 年	36		52	1,456	4	1,853	5,746	19	7,230
増 減	-4		-10	45	-1	43	310	-4	428
率	-11.1		-19.2	3.1	-25.0	2.3	5.4	-21.1	5.9

2 死亡事故の状況等

4/28 (金)  
なし  
4/29 (土)  
高速隊 4/29 7:37 静岡市清水区伊佐布 新東名上  
り  
(4+3) 自二車 (男59歳死亡) 単独  
4/30 (日)  
なし

死亡事故発生件数 14件 (前年比-4件)  
30日死者 1人 (前年比-3人)

3 全国の死者 4月 27日現在

NO	府県名	死者数	増 減
1	大 阪	( 0)	58 14
2	愛 知	( 0)	46 3
3	千 葉	( 1)	39
4	福 岡	( 0)	36 18
4	東 京	( 2)	36 -1
6	神 奈 川	( 0)	34 2
7	兵 庫	( 0)	29 -1
8	茨 城	( 0)	28 7
8	埼 玉	( 0)	28 -9
10	北 海 道	( 0)	24
11	三 重	( 0)	23 9
11	広 島	( 0)	23 8
17	静 岡	( 0)	14 -5
全国死者			
784人 ( 52人 7.1%)			
(当日死者数 7人)			
注：死者数欄( )内は当日分			

4 本県の交通事故死者の状態別

区 分	当 日	当 月 累 計			当 年 累 計			
		当 月	増 減 数	増 減 率	当 年	構成率	増 減 数	増 減 率
自 動 車		1	-2	-66.7	7	46.7	-1	-12.5
内ベルト非着		1			3	20.0		
自 二 車		1	1		1	6.7		
原 付 車								
自 転 車					1	6.7	-1	-50.0
歩 行 者		1			6	40.0	-2	-25.0
そ の 他								
合 計		3	-1	-25.0	15	100.0	-4	-21.1

5 全人身事故の類型別件数

区 分	当 日	当 月 累 計			当 年 累 計					
		当 月	増 減 数	増 減 率	当 年	構成率	増 減 数	増 減 率		
人対車両	対(背)面通行中		24	14	140.0	101	1.7	38	60.3	
	横断中	横断歩道	1	44	-7	-13.7	225	3.7	27	13.6
		その他	2	45	18	66.7	131	2.2	11	9.2
	そ の 他		42	1	2.4	147	2.4	14	10.5	
小 計	3	155	26	20.2	604	10.0	90	17.5		
車両相互	正 面 衝 突	1	17	-6	-26.1	86	1.4	-5	-5.5	
	追 突	9	471	-50	-9.6	2,087	34.5	109	5.5	
	出 会 い 頭	12	471	18	4.0	1,787	29.5	83	4.9	
	追 越 ず れ 違 い 時	1	27	5	22.7	105	1.7	7	7.1	
	右 左 折 時	1	140	13	10.2	617	10.2	-16	-2.5	
	そ の 他	4	172	32	22.9	617	10.2	37	6.4	
小 計	28	1,298	12	0.9	5,299	87.5	215	4.2		
車 両 単 独	1	48	8	20.0	152	2.5	5	3.4		
踏 切			-1	-100.0	1	0.0				
合 計	32	1,501	45	3.1	6,056	100.0	310	5.4		

(令和 5 年 4 月 30 日分)

## 6 警察署別発生状況

区 分	当 日			当 月 累 計						当 年 累 計					
	件数	死者	傷者	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減			
下田				9	-2	11	-4	60	1			83	6		
大仁				20	-2	34	6	88	-11			128	3		
三島	1		1	57	18	74	22	209	1		-1	263	-3		
伊東				17	-1	22	2	78	-14			112	-12		
熱海	1		2	10	1	16	2	58	14	1	1	74	20		
沼津				71	-26	1	1	83	-38	2		447	-25		
裾野	1		1	39	6	53	11	167	29	1	1	205	39		
御殿場				27	3	44	6	142	27			189	45		
富士	3		4	112	26	1	1	142	45	2	1	508	93		
富士宮	2		5	52	3	65		186	20	1		239	35		
清水	2		3	97	-6	126	-2	372	29			469	66		
静中	1		1	92	3	104	4	394	50	1		463	55		
静南	4		6	99	-9	121	-12	364	-25			433	-49		
藤枝				46	-14	55	-17	213	16	2	2	259	24		
焼津	1		1	53	2	65	3	244	32			294	38		
島田	1		1	39	9	45	4	131	-4	1	1	170			
牧之原				24	3	31	3	79	1		-1	95	-2		
菊川				29	8		-1	35	10		-1	140	29		
掛川	2		2	44	-3	52	-14	188	14		-1	238	-2		
袋井	1		1	42	2	49	4	171	12			217	27		
磐田	1		1	76	4	112	12	285	-17			380	-14		
天竜	1		1	9	2	10	2	22			-2	29	6		
浜北	2		2	35	4		-1	46	1		-1	192	7		
浜東	4		6	154	4	199	-1	570	-11		-1	733	-28		
浜中	2		2	127	18	151	18	489	48		-2	602	42		
浜西	1		1	57	8	68	6	202	13		-1	271	17		
細江				37	-5		-2	45	-11		-2	259	62		
湖西	1		1	14	-9	20	-6	66	-12			85	-7		
高速隊				13	-2	1	1	18	-9	4	3	81	-44		
合 計	32		42	1,501	45	3	-1	1,896	43	6,056	310	15	-4	7,658	428

(ブロック別発生状況 ※高速隊は除く)

伊豆	2		3	113	14	157	24	493	-9	1		660	14		
東部	6		10	301	12	2	2	387	24	1,266	124	6	2	1,588	187
静岡	7		10	288	-12			351	-10	1,130	54	1		1,365	72
中部	2		2	162				196	-7	667	45	3	2	818	60
西部	4		4	191	11		-1	248	12	746	31		-2	975	40
浜松	11		13	433	22		-3	539	9	1,700	87		-9	2,171	99

## 7 各種事故別

区 分	当 日			当 月 累 計						当 年 累 計					
	件数	死者	傷者	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減	件数 増減	死者 増減	傷者 増減			
幼児				10	-8	11	-9	43	-13			49	-13		
園児				15	-4	16	-6	70	-1			79	-1		
小学生	1		1	65	24	73	27	211	50			236	54		
中学生				36	14	36	14	144	47			150	52		
高校生	2		4	82	5	78	3	278	-18			261	-25		
高齢者	12		5	537	6	1	-2	291	-22	2,349	240	10	-4	1,319	101
高齢運転者	6		7	364	23	1	-2	460	16	1,542	195	7	-2	1,914	221
若者運転者	7		10	297	-16			381	-18	1,167	-41	1	-2	1,544	-17
初心者				60	7	87	17	192	16			284	47		
歩行者	3		3	157	27	1		158	25	611	86	6	-2	616	87
自転車	3		3	257	45	254	45	937	54	1	-1	918	53		
原付車	2		2	68	-10	71	-13	318	6			338	9		
自二車	1		1	83	6	1	1	90	7	311	-33	1		357	-12
無免許				2	1	2	1	11	4			14	6		
飲酒				1	-2	2	-3	19	5			26	10		
交差点	13		18	635	62	1		776	75	2,508	151	3	-1	3,045	128

# 浜松東署管内の交通事故日報

## 1 発生状況

(令和 5 年 4 月 30 日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	4		6	154		199	570		733
増減	-5		-4	4		-1	-11	-1	-28
率	-55.6		-40.0	2.7		-0.5	-1.9	-100.0	-3.7

## 2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	1		1	32		44	111	-9		147
主要地方道				9		12	37	-13		43
一般県道				21		23	67	9		85
市町村道	3		5	82		107	319	2		417
その他				10		13	36			41

## 3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	10		11	43				62	10
東区	95		124	334	-26			425	-35
南区	49		64	193	15		-1	246	-3

## 4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		2	8	-7
中型車		1	8	-1
準中型車		2	9	-5
普通車	2	134	509	-4
二輪車	1	5	15	1
自転車	1	10	20	7
歩行者				
その他				-1

注：不明は除く

## 5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	3	96	347	-3
管内	1	53	206	16
管外		5	16	-23

注：不明は除く

## 6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		2	2	1
16～19歳	1	10	24	-5
20～24歳	1	20	69	-4
25～29歳		11	43	-16
30～39歳	1	23	91	10
40～49歳		25	97	-5
50～59歳		20	87	-7
60～64歳		12	34	-2
65歳以上	1	31	122	18
不明			1	-1

## 7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対(背)面通行中		2	8	4
人対車両	横断中		4	11
	横断歩道		1	4
その他		2	12	4
小計		9	35	6
車両相互	正面衝突		2	4
	追突	2	51	199
	出会い頭	2	55	202
	追越すれ違い時		2	6
	右左折時		14	53
その他		16	58	
小計	4	140	522	
車両単独		5	13	
踏切				
合計	4	154	570	

## 8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				3		3	7	-3			8	-2
園児				3		3	12	3			14	3
小学生				5		6	22	5			27	6
中学生				5		5	17	7			17	7
高校生	1		1	7		7	30	6			29	6
高齢者	1			43		14	190	38		-1	102	19
高齢運転	1		2	30		36	120	17			157	9
歩行者				9		9	35	6		-1	35	5
自転車	1		1	26		26	96	31			95	33
原付車	1		1	4		4	22	-4			24	-3
自二車				8		10	19	-21			26	-17
若者起因	1		2	35		45	125	-28			154	-45
初心者				8		13	18	-8			25	-13
無免許				1		1	2	1			2	1
飲酒							1	-1			1	-1
交差点	1		1	69		84	257	-1			329	-3



## 報道発表

## 区協議会の開催日程（5月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第2回	5月24日 (水) 14:00~	浜松市 防災学習センター 3階 講座室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和4年度中区地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第2回	5月24日 (水) 13:30~	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和4年度東区地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第2回	5月24日 (水) 13:30~	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和4年度西区地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・(協議)令和5年度西区地域力向上事業の提案について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第2回	5月24日 (水) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和4年度南区地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・(協議)令和5年度南区地域力向上事業の提案について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第2回	5月24日 (水) 10:00~	北区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和4年度北区地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1112
浜北区協議会	第2回	5月25日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和4年度浜北区地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・(協議)令和5年度浜北区地域力向上事業の提案について</li> <li>・(報告)協働センターを核とした地域課題解決事業について</li> <li>・その他</li> </ul>	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第2回	5月25日 (木) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(協議)令和4年度天竜区地域力向上事業(助成事業)の事後評価について</li> <li>・その他</li> </ul>	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

\*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

